

医政発0623第1号  
職発0623第1号  
平成23年6月23日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長  
都道府県労働局長 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省職業安定局長

「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」  
について

政府は、本年3月、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「協定」という。）に基づき平成20年度及び平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に1年間に限り滞在期間の延長を認めることとした（「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定。以下「閣議決定」という。）（別添1）を参照）。本特例措置は、協定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を1回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

閣議決定を受けて、「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成23年厚生労働省告示第192号。以下「特例指針」という。）を別添2のとおり本日付けで告示し、適用することとした。特例指針では、閣議決定による特例措置の対象者のうち、平成20年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者について、閣議決定3.（1）アからオまでの滞在期間の延長を認めるに当たっての条件を具体的に定めているが、特例指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので、御了知願いたい。

なお、法務省により、特例指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針（以下「法務省告示」という。）が、近日中に告示され、適用される予定である。

記

## 第一 総論（特例指針第一関係）

## 一 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者が、インドネシアの看護師の資格を有し、インドネシアで2年以上のインドネシアの看護業務の実務経験、日本で約2年半の研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

## 二 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において雇用契約に基づいて就労・研修を行う特例インドネシア人看護師候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

## 第二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例指針第二関係）

### 一 特例インドネシア人看護師候補者の要件等（特例指針第二の一関係）

#### 1 特例受入れ機関と特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約について

特例受入れ施設において特例インドネシア人看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との雇用契約に基づいて行われる必要があること。

#### 2 特例インドネシア人看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例インドネシア人看護師候補者は、平成23年度に実施される看護師国家試験（以下「平成23年度試験」という。）までの期間は、平成23年度試験に合格し、看護師資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、許可された在留期間内において、平成23年度試験以降、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

#### 3 平成22年度に実施された看護師国家試験の得点について

特例指針第二の一の3の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成20年に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、合格者を含めて上位81人目の者が獲得した得点以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成22年度に実施された看護師国家試験（以下「平成22年度試験」という。）の総得点（第100回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計をいう。）が102点以上と決定したこと。

### 二 特例受入れ施設の要件（特例指針第二の二関係）

#### 1 「不正の行為」について

特例指針第二の二の1で準用する協定指針第二の一の3の（7）の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年5月19日付け医政発第0519001号、職発第

0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号。以下「協定通知」という。）の記の第四と同様であること。

## 2 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

### (1) 報告の様式について

特例指針第二の二の3に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第1号により、定期報告及び随時報告は協定通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関（社団法人国際厚生事業団）に提出することにより行うこと。なお、協定通知様式第2-1別紙1については研修責任者が、協定通知様式第2-2別紙2については特例インドネシア人看護師候補者が、それぞれ記入するものであること。

### (2) 報告の提出時期について

特例指針第二の二の3の(1)による在留資格変更時報告については、その雇用する看護師候補者が法務省告示による在留資格変更の許可を受けた日から2週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

特例指針第二の二の3の(2)による定期報告については、平成24年1月1日現在の特例受入れ施設の要件及び雇用契約の要件の遵守状況にあつては平成24年2月20日までに、また、平成23年10月1日現在の研修の実施状況にあつては平成23年11月20日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

特例指針第二の二の3の(3)による随時報告については、イの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあつてはこれらの事実を把握した日から2週間以内に、ハの合否結果の報告にあつては平成23年度試験の合否発表日から2週間以内に、ニの帰国の報告にあつては帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

## 三 研修の要件（特例指針第二の三関係）

### 1 「看護研修改善計画」について

#### (1) 看護研修改善計画の作成の基本について

特例指針第二の三中の「看護研修改善計画」については、平成22年度試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例インドネシア人看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成23年度試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2号により作成するものであること。

#### (2) 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、平成23年度試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

### 3 特例インドネシア人看護師候補者が従事する業務について

特例インドネシア人看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

#### 4 「研修責任者」及び「研修支援者」について

(1) 特例指針第二の三の3の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例インドネシア人看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

(2) 特例指針第二の二の1により準用する協定指針第二の一の2の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の5(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

#### 四 特例受入れ機関との雇用契約の要件（特例指針第二の四関係）

特例指針第二の四の雇用契約の要件については、協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

#### 五 その他

##### 1 特例インドネシア人看護師候補者としての滞在

特例インドネシア人看護師候補者の滞在は、特例インドネシア人看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

##### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例インドネシア人看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の2と同様であること。

##### 3 特例インドネシア人看護師候補者の不法就労の防止等

特例インドネシア人看護師候補者の不法就労の防止等については、協定通知の記の第六と同様であること。

##### 4 在留資格及び就労可能な施設について

特例インドネシア人看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることが予定されており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。なお、特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関が設立している病院以外の施設において就労することはできないこと。

#### 第三 看護師の資格取得後の就労（特例指針第三関係）

特例インドネシア人看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

#### 第四 厚生労働省による確認（特例指針第四関係）

##### 一 厚生労働省による確認の概要

特例指針第四において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は特例指針第二の一の2及び3の要件（許可希望者の研修に取り組む意思及び平成22年度試験の得点）、第二の二の2の要件（受入れ機関が適切な研修を実施する意思）並びに第二の三の1から3までの要件（受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備）を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

##### 二 受入れ希望機関による確認依頼の様式

一の依頼については、平成23年7月7日までに、当省職業安定局長及び医政局長に対し、別紙様式第2号及び第3号を提出することにより行うものであること。

#### 第五 受入れ調整機関による相談対応等（特例指針第五関係）

特例指針第五において、受入れ調整機関は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例インドネシア人看護師候補者の入出国及び滞在に係る支援、特例インドネシア人看護師候補者からの相談等に対する対応並びに特例受入れ機関に対する相談対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、協定に基づく枠組みの時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例インドネシア人候補者に関する情報管理等を行うとともに、協定に基づく枠組みの時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

## 在留資格変更時報告

特例インドネシア人看護師候補者としての在留の許可を受けた者

氏名： \_\_\_\_\_

候補者番号： \_\_\_\_\_

社団法人国際厚生事業団 殿

当法人で雇用する上記の者が特例インドネシア人看護師候補者としての在留の許可を受けたので、その旨、報告します。

併せて、厚生労働省により要件に合致していると確認された、看護研修改善計画書（写）を別添のとおり添付します。

年 月 日

受入れ機関名称 (受入れ機関番号 )

受入れ機関住所

代表者職氏名

担当者職氏名

連絡先電話番号

受入れ施設名称

受入れ施設住所

# 看護研修改善計画書

受入れ機関名： \_\_\_\_\_

受入れ施設名： \_\_\_\_\_

看護師候補者名： \_\_\_\_\_

## 1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

## 2. 研修方法

### (1) これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

項 目	これまでの研修方法とその評価 ・ 本人の到達度	今後の研修方法
国 家 試 験 関 係		
そ の 他 (日本語関係等)		



(2) 国家試験結果、模擬試験結果等に基づく弱点分野の把握と今後の研修方法

弱点分野	これまでの研修方法とその評価	今後の研修方法

(3) 学習時間を確保するための方策

	これまでの 学習時間	今後の学習時間 (予定)	学習時間を確保する方策
勤務日 (勤務時間内)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
勤務日 (勤務時間外)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
休日	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	

### 3. 看護研修プログラム

(1) 1週間の標準的スケジュール（新旧）

別紙1のとおり

(2) 月次の学習計画

別紙2のとおり

平成 年 月 日

以上の看護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が平成23年度の看護師国家試験に合格することを旨とするための研修体制を確保し、適切な研修を実施することを誓約する。

受入れ機関名

受入れ機関代表者（署名）

以上の看護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、平成23年度の看護師国家試験に合格することを旨として精励することを誓約する。

看護師候補者（氏名）

看護師候補者（署名）



## 看護研修プログラム

受入れ施設名

看護師候補者名

## (2) 月次の学習計画

	看護師国家試験受験のための学習	その他(日本語の継続学習等)
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

特例インドネシア人看護師候補者  
就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿  
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成23年厚生労働省告示第192号）」の第四に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍

氏 名

(候補者番号： )

生年月日

<添付書類>

看護研修改善計画書

第100回看護師国家試験成績通知書（写）

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

(受入れ機関番号： )

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人  
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成 23 年 3 月 11 日  
閣 議 決 定

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア E P A 又は日フィリピン E P A に基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

### 3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

#### (1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

#### (2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3. (1)と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)



## 特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

## 第一 総論

## 一 目的

この指針は、平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第 号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度試験」という。）の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

## 二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から3までに定めるところによる。

- 1 特例インドネシア人看護師候補者 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 2 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者との間で締結した日本国内にある医療法人等の公私の機関をいう。
- 3 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の活動に従事するため、特例インドネシア人看護師候補者が特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。

## 三 特例インドネシア人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

## 1 特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十三年度試験の合格を目指して取り組むものとする。

## 2 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者が平成二十三年度試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例イ

インドネシア人看護師候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

## 第二 看護師の資格取得前の特例受入れ機関における研修としての就労

### 一 特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次の（1）及び（2）の活動に従事する者であること。

（1） 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十三年度試験まで継続して行われる、看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十三年度試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

（2） （1）の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

2 第一の三の1の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

3 平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十二年度試験の得点が、外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した得点以上の者であること。

### 二 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1 協定指針第二の一の3を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人看護師候補者が」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が」と、「4の（1）の看護研修計画」とあるのは「三の看護研修改善計画」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

2 第一の三の2の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

3 次の（1）から（3）までに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

（1） 在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けたときは、その旨及び三の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機

関に報告すること。

(2) 定期報告

イ 1の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び四の雇用契約の要件の遵守状況について、平成二十四年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

ロ その雇用する各特例インドネシア人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十三年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(3) 随時報告

イ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例インドネシア人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ロ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。

ハ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者の平成二十三年度試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ニ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

三 研修の要件

一の1の研修は、次の1から5までに掲げる要件を満たさなければならない。

1 研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、平成二十三年度試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

2 1の看護研修改善計画は、平成二十二年度試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十三年度試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

3 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

4 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

5 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

四 特例受入れ機関との雇用契約の要件

一の1の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師の資格取得後の就労

特例インドネシア人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

#### 第四 厚生労働省による確認

平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であつて、法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の2及び3の要件、第二の二の2の要件並びに第二の三の1から3までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

#### 第五 受入れ調整機関による相談対応等

##### 一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次の1から4までに掲げる事業を実施する。

##### 1 特例受入れ機関からの報告の提出

(1) 第二の二の3の(1)から(3)までに掲げる報告を受理するとともに、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(2) (1)の報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

##### 2 特例インドネシア人看護師候補者の出国及び滞在に係る支援

特例インドネシア人看護師候補者が円滑かつ適正に日本から出国し、及び日本に滞在することができるよう、特例インドネシア人看護師候補者に対し、必要な支援を行うものとする。

##### 3 特例インドネシア人看護師候補者からの相談等に対する対応

特例インドネシア人看護師候補者から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする。

##### 4 特例受入れ機関に対する相談支援

特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

##### 二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

#### 第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第二の二の3の報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。